

平成26年度「東京都環境影響評価審議会」第2回総会 議事録

■日時 平成26年6月26日(木)午前10時00分～11時54分

■場所 都庁第二本庁舎31階 特別会議室22

■出席委員

小島会長、木村委員、黒田委員、小堀委員、坂本委員、田中 修三 委員、谷川委員、寺島委員、中杉委員、野部委員、羽染委員、藤倉委員、守田委員

■議事内容

1 諮問

「(仮称) 虎ノ門2-10計画建設事業」環境影響評価書案
⇒ 会長の指名により、第二部会へ付託。

2 受理関係

⇒ 別紙受理報告一覧の事業について審議会へ報告。

受 理 報 告

区 分	対 象 事 業 名 称	受 理 年 月 日
1 環境影響評価調査計画書	・ (仮称) 三田小山町西地区市街地再開発事業	平成 26 年 5 月 13 日
2 環境影響評価書案	・ (仮称) 虎ノ門 2-10 計画建設事業	平成 26 年 5 月 30 日
3 事後調査報告書	・ 大日本印刷市谷工場整備事業 (Ⅱ期工事施行中その 1)	平成 26 年 6 月 16 日
	・ 西新宿八丁目成子地区再開発ビル建設事業 (工事の完了後)	平成 26 年 4 月 23 日
	・ 首都高速中央環状線新宿線 (目黒区青葉台～豊島区南長崎間) 建設事業 (工事の施行中その 7)	平成 26 年 5 月 1 日
	・ (仮称) 豊洲 3-2 街区 (B2・B3 街区) 開発計画 (工事の施行中その 2)	平成 26 年 5 月 19 日
	・ 杉並清掃工場建替事業 (工事の施行中その 1)	平成 26 年 6 月 12 日
	・ 都営村山団地建替事業 (工事の施行中その 9)	平成 26 年 6 月 16 日
4 変 更 届	・ 東京都東尾久浄化センター建設事業	平成 26 年 6 月 16 日
	・ 産業廃棄物 (埋設廃棄物等) 処理施設建設事業	平成 26 年 6 月 16 日
	・ (仮称) 立川立飛商業施設計画	平成 26 年 6 月 16 日
	・ 都営桐ヶ丘団地 (第 4 期・第 5 期) 建替事業	平成 26 年 6 月 15 日
5 着 手 届 (事後調査計画書)	・ 渋谷駅街区開発事業	平成 26 年 5 月 26 日
6 完 了 届	・ (仮称) I K E A 立川建設事業	平成 26 年 4 月 25 日
	・ (仮称) 大手町 1-6 開発事業	平成 26 年 5 月 29 日

平成 26 年度「東京都環境影響評価審議会」第 2 回総会

速記録

平成 26 年 6 月 26 日 (木)
都庁第二本庁舎 31 階 特別会議室 22

(午前 10 時 00 分開会)

○三浦環境都市づくり課長 おはようございます。定刻となりましたので、始めさせていただきます。

本日は、お忙しい中、御出席をいただきましてありがとうございます。

事務局から御報告申し上げます。

現在、委員 21 名のうち、12 名の御出席をいただいております、定足数を満たしております。

それでは、平成 26 年度第 2 回総会の開催をお願いいたします。

本日は、傍聴の申し出がございましたので、よろしくをお願いいたします。

○小島審議会会長 それでは、会議に入ります前に、本日、傍聴を希望する方がおりますので、「東京都環境影響評価審議会の運営に関する要項」第 6 条 3 項の規定によりまして、会場の都合上、傍聴人の数を 30 名程度といたします。

それでは、傍聴人の方を入场させていただきます。

(傍聴人入場、着席)

○小島審議会会長 傍聴の方は、傍聴希望案件終了次第、退席されて結構です。よろしくお祈いします。

それでは、ただいまから、平成 26 年度「東京都環境影響評価審議会」第 2 回の総会を開催いたします。

本日の会議は、次第にありますように、諮問 1 件、それと受理報告を受けることにいたします。

それでは、まず諮問案件につきまして、事務局から提案をよろしくお祈いします。

○三浦環境都市づくり課長 お手元の資料 1 を御覧ください。朗読いたします。

26 環都環第 151 号

東京都環境影響評価審議会

東京都環境影響評価条例(昭和 55 年東京都条例第 96 号)第 50 条の規定に基づき、下記事項について諮問する。

平成 26 年 6 月 26 日

東京都知事 舛添要一

記

諮問第 420 号 「(仮称) 虎ノ門 2-10 計画建設事業」環境影響評価書案

○三浦環境都市づくり課長 よろしくお祈いいたします。

○小島審議会会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの案件につきましては、第二部会に付託させていただきたいと思えます。第二部会の委員の方々、よろしくお願いいたします。諮問案件の概要につきまして、事務局から説明方、よろしくお願いいたします。

○佐藤アセスメント担当課長 それでは、「(仮称) 虎ノ門 2-10 計画建設事業」の事業概要について御説明いたします。お手元にあります黄色の冊子、こちらになりますが、こちらが本事業の評価書案でございます。

こちらの評価書案の1ページを御覧ください。事業者の名称ですが、「株式会社ホテルオークラ」及び「公益財団法人大倉文化財団」になります。

事業の種類になりますが、「高層建築物の新築」。

3番。対象事業の内容の概要になりますが、本事業は、緑地・広場等のオープンスペース、こちらの整備を行うとともに、ホテルオークラ東京本館、こちらがもう建設されてから50年経っている建物になりますが、こちらの建替を行いまして、ホテル・オフィスの機能を有する総合施設を建設しまして、また現存する美術館である大倉集古館陳列館、こちらは国の登録有形文化財に指定されてございます、の保存・活用整備を行うというものでございます。

対象事業の概要、表 3-1 にございます。敷地面積が約 26,200m²、延床面積が 19 万 m²、建物の高さですが、こちら、2 棟建つ予定になっておりますが、高いほうが約 195m、地上 38 階、地下 6 階の建物になります。

建物の用途ですが、ホテル、オフィス、美術館、駐車場等となっております。

工事予定期間ですが、平成 27 年～平成 31 年、供用開始が平成 31 年を予定してございます。

5 ページを御覧ください。当該事業の目的ですが、計画地は、国の新成長戦略を踏まえ、総合特別区域法に基づく国際戦略総合特別区域「アジアヘッドクォーター特区」、それと都市再生特別措置法に基づきます特定都市再生緊急整備地域「東京都心・臨海地域（環状二号線新橋周辺・赤坂・六本木）」、これに指定されてございます。

また、「都市再生基本方針地域整備方針」、それと「東京の都市づくりビジョン」、「港区まちづくりマスタープラン」、「六本木・虎ノ門地区まちづくりガイドライン」、これらの計画の中で、「国際金融・業務・商業・文化・交流機能や生活・業務支援機能など多様な機能を備えたにぎわいにあふれた国際性豊かなゾーンを形成する」、「緑豊かな地域特性を活かした潤いのある都市空間を形成する」ということが定められてございます。

また、「港区都市計画公園・緑地の整備方針」、こちらに示しております「公園まちづくり制度」を活用しまして、地域内のみならず周辺の住民や就業者にとって憩いの場となります。大規模な緑地・広場を整備することで、良好な都市環境の実現を目指すものでございます。

6 ページを御覧ください。計画地の位置になりますけれども、東京メトロ銀座線の虎ノ門駅と銀座線、南北線の溜池山王駅、日比谷線の神谷町駅、南北線の六本木一丁目駅、それ

それぞれの駅から大体 600～700m の距離に位置してございます。

8 ページを御覧ください。計画地の周辺の現況でございますが、現在、計画地内には、ホテルオークラの東京本館、それと大倉集古館、それとオークラ公園、こちらがでございます。また、計画地の周辺には、西側にアメリカ大使館、北側に国立印刷局、虎ノ門病院、北東側に虎ノ門ツインビルディング、南側にホテルオークラ東京別館がでございます。

9 ページを御覧ください。事業の整備方針ですけれども、大規模な緑地整備とホテル等の複合機能の導入により、敷地の高度利用を図る。

土地利用の基本方針ですけれども、緑のネットワーク整備の一環としまして、約 1ha を超えます緑地を整備しまして、都心における貴重な緑の拠点、これを整備いたします。

ホテルオークラの東京本館を建て替えまして、新たに導入する業務機能を持つ複合施設を建設する。

国の登録有形文化財であります大倉集古館、こちらの一部を改修して保存する、というものでございます。

オープンスペースの整備方針ですけれども、約 1ha 超の緑地を整備しまして、こちら、災害時には地域集合場所として、地域の安全・安心の実現を目指す予定でございます。

11 ページを御覧ください。土地利用計画ですが、表 5.2-2 にありますとおり、ホテル・オフィスが約 7,300m²、大倉集古館、これ、現存のものをそのまま残す形になりますけれども、約 700 m²、その他、公園、緑地等が 18,200 m² となっております。

建築物の配置等につきましては、12 ページの図を御覧ください。施設配置計画図になりますが、緑色が緑地の部分になってございます。敷地内の右下のところで大倉集古館がございまして、これにつきましては、現在の位置からわずかに移動する予定でございます。一部改修しまして、建替等は特にございません。

14 ページを御覧ください。断面図になりますが、高いほう、こちらが、下層がオフィス、上層がホテルという形になります。左側にある小さいもう一つのビル、こちらがホテルのみ、という形になってございます。こちらの計画地ですけれども、右側が南、左側が北になるのですが、土地の高さが大体、南と北で 15m ほど差があるということで、周りの道は結構急な坂道になってございます。

15 ページにありますのがイメージ図になりますが、右側にあります高いのがホテル・オフィス、その前にあります緑色の屋根の建物、これが大倉集古館になってございます。左側にあります中くらいのビル、これがホテル棟になってございます。

続きまして、19 ページを御覧ください。緑化計画でございます。計画地ですけれども、図 5.2-10 に示すとおり、「緑の集積する拠点」に位置づけられてございます。更に「緑の景観軸」に位置づけられております区道 1032 号、こちらが計画地西側にあります濃い緑色の道路になります。それと、区道 1014 号、こちらが計画地の北側にあります濃い緑色の道路になります。これと接する位置にありまして、緑のネットワークを形成するという予定でございます。

20 ページを御覧ください。20 ページの 5.2-11 が、計画地内の緑化計画でございます。今のオークラ公園よりも、緑地部分は相当増えるという予定でございます。

21 ページを御覧ください。工事工程ですが、工事は平成 27 年に工事着工。現在のホテル解体工事を開始いたします。平成 31 年に竣工を予定していると。工事期間は約 43 ヶ月間を計画してございます。

続きまして、39 ページを御覧ください。環境影響評価の項目でございます。計画地は、「東京都環境影響評価条例」第 40 条第 4 項に規定します「良好な環境を確保しつつ都市機能の高度化を推進する地域」に該当しまして、同施行規則第 52 条に規定する事業（高層建築物の新築）、こちらを実施するというので、平成 26 年 5 月に「特定の地域における事業実施届」を提出してございます。

本事業は、「特定の地域における事業」に該当することから、環境影響評価項目につきましては、大気汚染、騒音・振動、日影、電波障害、風環境、景観及び史跡・文化財、こちらの 7 項目を選定してございます。

40 ページを御覧ください。表の 6-1 環境影響要因と環境影響評価の項目との関連表になってございます。今回、一番下のところに「史跡・文化財」がございましてけれども、その上のところですが、「対象事業の計画地内の文化財の現状変更の程度」ということで、こちらが先ほど言いました、大倉集古館。これをわずかに移動させますので、その移動による影響を予測評価する、という形になってございます。

「(仮称) 虎ノ門 2-10 計画建設事業」の概要説明は、以上です。

○小島審議会会長 どうもありがとうございました。

それでは、次に受理関係に入らせていただきます。事務局から報告方、よろしく申し上げます。

○三浦環境都市づくり課長 受理関係について御報告いたします。資料 2 を御覧ください。環境影響評価調査計画書 1 件、環境影響評価書案 1 件、事後調査報告書 6 件、変更届 4 件、着手届 1 件、完了届 2 件を受理しております。

それでは、受理報告につきまして、担当から御説明させていただきます。

○宇山アセスメント担当課長 それでは、御説明させていただきます。

まず、環境影響評価調査計画書ということで、「(仮称) 三田小山町西地区市街地再開発事業」について御説明させていただきます。お手元の薄いピンク色の冊子を御覧ください。

まず、1 ページ目を御覧ください。事業者の名称でございますけれども、「三田小山町第 3・5 地区市街地再開発準備組合」でございます。

2 番目。対象事業の名称としましては、「(仮称) 三田小山町西地区市街地再開発事業」、種類は「高層建築物の新築」。

3 番。対象事業の内容の概略でございますけれども、この事業は、「東京都港区三田一丁目に位置する開発施工面積約 2.5ha において、共同住宅、店舗・事務所、駐車場等を新築し、複合的な市街地を形成するもの」でございます。

概略としましては、表に記載がありますけれども、例えば上から 4 行目の敷地面積は 20,400 m²。それから、その 2 つ下の計画建築物の概要としましては、北街区と南街区に分かれておりまして、北街区は、住宅 A 棟と事務所棟。住宅 A 棟は 165m の 45 階です。事務所棟は 50m の 10 階となっております。南街区のほうは、住宅 B 棟と住宅 C 棟ということで、それぞれ記載がございます。

それから、その下の延床面積が約 18 万 m²でございますけれども、内訳としましては、業務施設、商業施設、一番大きいのが、やはり共同住宅となっております。それから、生活利便施設、工場、駐車場等となっております。住宅戸数は 1,300 戸で、工事予定期間は、平成 29 年～平成 32 年、供用開始は平成 33 年を予定しております。

次のページを御覧ください。本事業の目的でございますけれども、3 行目以降です。当地区は、「港区まちづくりマスタープラン」において、「街区の再編、土地の有効利用により商業・業務、都市型住宅環境を整備する」という面的な整備の方針が示されております。そのような中、この計画地につきましては、現在、木造住宅密集地となっております。道路などの公共施設も不十分で、本来であれば高度な利用が望まれる立地にもかかわらず、土地の高度利用や都市機能の更新が遅れている地区でございます。よって、本事業によって都市再生法に基づく市街地再開発事業を活用して、この地区を一体的かつ総合的に再開発し、公共空地や道路などの整備と併せ、高層都市型住宅の整備を行うものでございます。

ページをおめくりいただきまして、4 ページ以降です。事業の位置、概況でございますけれども、右側の 5 ページ目の位置図を御覧ください。計画地につきましては、真ん中の薄く黒いところでございます。西側には南北線の麻布十番駅、北側には大江戸線の麻布十番駅です。少し東側に行くと、赤羽橋駅もございます。それから、ちょうど北側と西側に首都高速が通っておりまして、2 号目黒線、都心環状線が通っております。位置としては、このような位置関係になってございます。

おめくりいただきまして、7 ページです。現況図でございますけれども、色が塗ってあるところが区道です。真ん中を通っているのも区道でございますけれども、現況の建物を見ていただくと、北側の区道沿いには少し大きな建物も建っておりますけれども、やはり小さい木造住宅が密集している、という状況が分かるかと思えます。

それから次は、10 ページのほうを御覧ください。こちらは施設配置及び緑化計画図でございます。ちょうど真ん中に区画道路 1 号ということで道路を通しまして、北側が北街区、南側が南街区となっております。北街区につきましては、ちょうど真ん中に住宅 A 棟、その北側に事務所棟。南側につきましては、西側に住宅 B 棟、その東側に住宅 C 棟、それから東側に公園をつくる予定でございます。それから、計画地の西側に古川が通っておりますけれども、こちらの古川沿いに、親水緑道を整備するというところでございます。

続きまして、お隣の 11 ページです。こちらは断面図になってございます。こちらは北街区の住宅 A 棟で、高さは 165m となっております。次のページ、12 ページです。こちらは南街区の断面図でございます。住宅 B 棟の高いところで 125m となっております。

それから、少し飛んでいただきまして、17 ページの施工計画、工事計画でございます。本件の工事は、平成 29 年に工事に着手して、平成 32 年に竣工を予定してございます。表に記載ございますけれども、1 年目に解体工事を始めまして、北街区が少し早めに取りかかりますけれども、ほぼ並行して北街区、南街区の工事を進めまして、4 年目に竣工ということでございます。

続きまして、22 ページを御覧ください。以降、地域の概況ですけれども、地域の概況につきましても、計画地の位置する港区を調査地域として設定して、こちらは、以下、一般項目について調査をしてございます。

続きまして、49 ページ以降が環境項目ということで、大気汚染、騒音・振動、以下 17 項目の調査をしてございます。

続きまして、81 ページを御覧ください。環境影響評価の項目ですけれども、選定の手順は、記載の図のとおりとなっております。選定した項目につきましては、大気汚染、騒音・振動、土壌汚染等の 13 項目となっております。詳しくは、次の 82 ページのほうに記載がございまして、環境影響要因と評価項目との関連ということで、●が付いている項目 13 項目が対象となっております。環境要因としては、施工中、完了後ということで、記載のような要因を抽出してございます。

続きまして、83 ページです。選定した項目とその理由ということで、まず大気汚染ですけれども、こちらにつきましては、工事の施工中において、建設機械の稼働、工事用車両の走行に伴う排出ガス、工事の完了後においては、施設の稼働、駐車場利用車両の走行に伴う排出ガスが影響を及ぼすということで、選定をしてございます。

騒音・振動につきましても同じように、建設機械の稼働や工事用車両の走行、換気施設等の稼働等が影響を及ぼすということで、選定をしてございます。

続きまして、土壌汚染につきましては、計画地内の既存施設として「環境確保条例」に規定される工場が存在することと、有害物質の使用履歴の可能性を否定できないことから、選定をしてございます。

次の地盤と水循環につきましては、それぞれ、工事の施工中においては掘削工事、完了後においては地下構造物の存在が影響を及ぼすということで、選定をしてございます。

それから、日影から、次のページの景観までは、工事の完了後において、計画建築物の存在により影響を及ぼすということで、選定をしてございます。

それから、史跡・文化財ですけれども、こちらは、計画地内の東側に、埋蔵文化財包蔵地の一部が存在しているということで、選定をしてございます。

自然との触れ合い活動の場につきましては、計画地周辺には公園がございまして、利用経路に影響を及ぼすことが予想されるということで、選定をしてございます。完了後につきましては、様々な緑地を整備するというので、機能を向上するというので、選定をしてございます。

廃棄物につきましては、工事の施工中については建設発生土及び建設廃棄物の発生、完

了後においては施設の供用に伴う廃棄物の発生ということで、選定をさせていただきます。

温室効果ガスにつきましては、工事の完了後に、施設の稼働に伴うエネルギーの使用、温室効果ガスの排出によって影響を及ぼすということで、選定をさせていただきます。

それから、85 ページが選定をしなかった理由ですけれども、4 項目ございまして、悪臭につきましては、建築工事につきましては、一般的な工事なので悪臭を発生させないということと、あとは計画建築物の用途としましては、住宅、オフィス、店舗等であって、現状の工場においても悪臭を発生させていないため、選定しないとしてさせていただきます。

水質汚濁につきましては、工事の施行中や工事の完了後においても、処理装置等によって下水排除基準以下にして、公共下水道へ放流するというので、選定しないとしてさせていただきます。

地形・地質につきましては、周辺地域には景観上特に配慮すべき地形・地質はないということと、斜面の安定性に影響を及ぼすようなものがないということで、選定しないとしてさせていただきます。

生物・生態系につきましては、計画地、その周辺は、戸建住宅、マンション、駐車場等として利用されていて、ほとんどアスファルトやコンクリートで覆われていて、注目される種等の分布は確認されていないということで、選定しないということでさせていただきます。

説明は、以上でございます。

○小島審議会会長 まだありますか。

○宇山アセスメント担当課長 失礼しました。

続きまして、「大日本印刷市谷工場整備事業」について、御説明させていただきます。お手元の、こちらのホチキス留めの冊子を御覧ください。

番号は 1-267-2、平成 21 年 2 月 27 日に答申をいただいて、本件の受理した日は平成 26 年 6 月 16 日となっております。本日の資料の 3 ページ目でございます。

規模でございますけれども、こちらについては、お手元のホチキス留めの冊子を御覧いただきたいと思っております。おめくりいただきまして、概要だけちょっと御説明させていただきますけれども、2 ページのほうに位置図がありまして、靖国通りの北側に陸上自衛隊の駐屯地がありまして、その更に北側ですね。市ヶ谷駅の北西側になります。右側の 3 ページに、土地利用計画ということで、それぞれ西街区、中央街区、東街区と分かれておりまして、西街区には公園、地域開放型施設、それから中央街区には事務所と地下に一部工場、それから東街区には事務所と、これも地下に工場がありまして、印刷工場ですね。それから一番東側に地域開放施設がございます。

またおめくりいただきまして 5 ページの、またこれも A3 の横の資料ですけれども、上のほうに施工区域計画という図があると思っておりますけれども、この真ん中のⅡ期工事、これが現在やっている工事になります。オレンジ色に塗られた部分が施工区域でございまして、こちらの工事を現在やっているところでございます。下側が断面図でございまして、このうち中央街区の高層棟というオレンジ色のところと、その右側の地上事務所、地下一部工

場となっているところが、現在、工事対象となっているところでございます。

それでは、本日の資料の3ページにお戻りいただきまして、こちらの規模としましては、敷地面積が54,900 m²、延床面積が237,600 m²、最高高さが125mですね。用途としましては、事務所、印刷工場等となっております。工場稼働時間は24時間となっております。工事予定期間は、現在Ⅱ期目ということで、平成24年～平成27年の予定で、全体が完成するのが平成30年の6月を予定してございます。

事後調査の区分でございまして、Ⅱ期工事の「施行中その1」ということで、これからまた、「その2」「その3」と出てくる予定でございまして。

調査項目・事項は、騒音・振動、地盤でございまして。

まず騒音。建設機械の稼働に伴う騒音ですけれども、建設作業騒音レベルの事後調査結果は、南側の敷地境界で67dB～75dB、北側住居地域との敷地境界で58dB～64dBであり、一部の時間帯において予測値を上回りましたが、いずれの測定結果とも環境確保条例に基づく指定建設作業に適用する勧告基準を下回ってございます。

こちら、上回った理由としましては、「油圧破碎機などの建設機械が予測時よりも調査地点に近い地点で稼働していたこと、解体作業に伴う衝撃音や破碎音による影響が挙げられる」としております。

続きまして振動でございまして、振動レベルの事後調査結果は、南側敷地境界で35dB～48dB、北側敷地境界で30dB未満～49dBであり、いずれも予測値を下回っております。併せまして、環境確保条例に基づく勧告基準も下回ってございます。

こちらは理由としましては、一部の建設機械が瓦礫上で作業していたこと及び建物上部の解体作業を行っていたことから、作業振動が調査地点へ直接伝播しにくい状況であったことや、一部の調査地点を変更したことなどが挙げられます。

それから、おめくりいただきまして4ページでございまして、地盤でございまして。地盤につきましては、地盤変動量は+8～-17mmの範囲であり、著しい地盤の変動は見られなかったということでございます。

地下水の変動量につきましては、第1帯水層では約4m、第2帯水層では約5m、第3帯水層では約2mであり、著しい地下水位の低下は見られなかったということでございます。

苦情でございまして、騒音・振動に関する苦情は38件ございました。これらにつきましては、丁寧に苦情者に対して対応するとともに、騒音・振動に配慮した作業の実施や作業時間の変更、現場作業員への注意喚起等を行うとともに、定例会等において、こういった申立て内容や対応を報告して、周知と再発防止を図っているところでございます。

説明は、以上でございまして。

○佐藤アセスメント担当課長 続きまして、本日の資料5ページを御覧ください。

事業名「西新宿八丁目成子地区再開発ビル建設事業」でございまして。こちらですが、都庁の北側にあります青梅街道沿いの、結構大きなビルになってございます。

答申が平成15年3月7日、事後調査報告書の受理日が平成26年4月23日。事業の種

類ですが、「高層建築物の新築」でございます。

規模ですが、敷地面積 19,637 m²、延床面積が 179,787 m²、建物の最高の高さですが、超高層部が 193m、中低層部 38m でございます。工事期間ですが、平成 19 年 10 月～平成 23 年 11 月。工期約 50 ヶ月と。供用開始が平成 23 年 12 月から、現在使われてございます。

事後調査の区分ですが「工事の完了後」ということで、最後の報告でございます。

調査項目・事項ですが、大気汚染、騒音・振動、日影、風環境、景観、廃棄物、温室効果ガスでございます。

1 番目、大気汚染についてですが、(1)。関連車両の走行に伴う大気質（二酸化窒素、浮遊粒子状物質）ですが、事後調査報告書、こちらの水色のしっかりした冊子でございますが、こちらの 30 ページを御覧ください。30 ページにあります図 7-1-1。こちらの■、それと●の 4 地点が、関連車両の走行に伴う大気質の調査地点でございます。同じく事後調査報告書の 42 ページを御覧ください。調査結果でございます。表 7-1-13 が、関連車両の走行に伴う二酸化窒素の予測結果と事後調査結果の比較表でございます。事後調査の期間平均値は 0.025ppm～0.033ppm で、予測結果の年平均値を下回ってございます。

続きまして、下にあります表 7-1-14 が、関連車両の走行に伴う浮遊粒子状物質の予測結果と事後調査結果の比較でございます。事後調査の期間平均値は 0.027mg/m³ で、予測結果の年平均値を下回ってございます。

次に、駐車場の供用に伴う大気質についてですけれども、事後調査報告書の 31 ページを御覧ください。前に戻ります。こちらの図 7-1-2 の中にあります●の 4 地点が、駐車場の供用に伴う大気質の調査地点でございます。事後調査報告書の 43 ページを御覧ください。調査結果でございます。表 7-1-15 が、駐車場の供用に伴う二酸化窒素の予測結果と事後調査結果の比較でございます。事後調査の日平均値は 0.01ppm～0.018ppm で、予測結果の年平均値を下回ってございます。

表 7-1-16 が、駐車場の供用に伴う浮遊粒子状物質の予測結果と、事後調査結果の比較です。事後調査の日平均値は 0.004mg/ m³～0.007mg/ m³ で、こちらも予測結果の年平均値を下回ってございます。

本日の資料の 5 ページを御覧ください。騒音・振動です。こちらの調査地点は、大気汚染と同じ地点で調査をしてございます。関連車両の走行に伴います道路交通騒音レベルは、昼間が 63dB～68dB、夜間が 62dB～67dB ということで、いずれの地点も予測結果を下回ってございます。また、環境基準、昼間が 70dB、夜間が 65dB ですが、こちらと比較しますと、No.4 地点、こちらは青梅街道沿いの中野坂上駅付近になりますが、こちらが夜間で環境基準を上回ってございましたが、その他の地点では下回ってございます。関連車両の走行に伴う道路交通騒音レベルは、昼間が 41dB～48dB、夜間が 39dB～47dB で、いずれの地点も予測結果と同程度または下回ってございます。

3 番、日影。冬至日の日影の範囲及び日影となる時刻及び時間数等の日影の状況の変化の程度についてですが、事後調査報告書の 58 ページを御覧ください。こちらが冬至の影の状

況ですけれども、午前 8 時から午後 4 時の時間帯に日影が及ぶ範囲が、北東側の中野区東中野二丁目付近から、北東側の新宿区百人町二丁目の範囲でございます。予測結果と同程度の結果でございます。冬至日の 1 時間以上の日影が及ぶ範囲ですが、事後調査報告書の 60 ページを御覧ください。1 時間以上の日影が及ぶ範囲ですけれども、北西側の 520m から北東側の約 220m の範囲になりまして、予測結果とほぼ同程度でございます。

本日の資料の 6 ページにお戻りください。(2) 主要な地点における日影の状況の変化の程度でございますが、計画地内建築物によります日影時間は、約 10 分～3 時間 20 分ということで、予測結果と同程度または下回っております。

続きまして 4 番、風環境ですが、事後調査報告書の 69 ページを御覧ください。図 7-4-1 が風環境の調査地点ですが、No.1、No.2、こちらの 2 地点で調査を行っております。No.1 なのですが、こちらがランク外となりまして、予測結果を上回っております。No.2、こちらはランク 1 で、予測結果と同程度でございます。

No.1 で、予測結果を上回った理由ですけれども、予測時には想定されていませんでした、計画地西側に近接します東京フロントタワーの影響が考えられます。実はこちらの事業ですけれども、計画自体、評価書が出ていますが、平成 15 年 3 月ということで、相当前になっております。ですので、その後に新宿フロントタワービルが計画されたということで、予測のときにはこちらの影響を考えてございませんでした。

No.1 の付近なのですけれども、新宿区道 21-511 の歩道に、風環境を配慮しまして防風植栽以外の木を植えるということを行っております。こちらの防風植栽ですが、当初計画では青梅街道沿いの歩道だけでしたが、こちらの区道 21-511 の歩道にも植栽してございます。また、69 ページの図中、計画地のビルの中に青い点線があるのですけれども、風が強い関係で、この青い点線部分を一般に公開しまして、近隣の人々がここを通れるような形にして、風対策を行っております。ちょっと風が強いのですけれども、そのような形で、現在、対応をとっているところでございます。

5 の景観ですが、地域景観の特性の変化の程度でございますけれども、本事業の実施によりまして、計画地南側の高層建築物、計画地北側の独立住宅及び集合住宅、これを結ぶ新たな地域景観が形成されておまして、予測結果と比較しますと同程度の結果となっております。

代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度ですが、事後調査報告書の 78～85 ページに写真がありますけれども、いずれの眺望地点からも、予測結果と同程度の位置に当該建築物が視認されているという状況でございます。

圧迫感の変化の程度でございますが、計画建築物全体によります形態率は 0.1%～11.5%。計画建築物（超高層部）によります形態率は 0.1%～11.1%ということで、こちらも予測結果と比較しますと、ほぼ同程度または下回ってございました。

続きまして 6 番、廃棄物ですが、事後調査報告書の 97 ページを御覧ください。廃棄物の発生量ですけれども、一日当たり 1,060.8kg ということで、予測結果（一日当たり 3,847kg）

を下回っております。こちらですが、古紙、ビン、缶、ペットボトルのリサイクル率が100%ということで、テナントの方々にこの辺を徹底したことにより、廃棄物の発生量が抑えられております。

7番、温室効果ガスですが、二酸化炭素の排出量は年間7,577.0t/年ということで、予測結果（年間7,883.1t/年）を下回っております。また、同用途、同延床面積の平均的なエネルギー消費量の建物と比較した場合、削減量は年間3,056.5t/年になりまして、予測結果（年間2,298.7t/年）を上回っております。

苦情ですが、特に苦情はございません。

続きまして、本日の資料7ページ。「首都高速中央環状線新宿線（目黒区青葉台～豊島区南長崎間）建設事業」の事後調査報告を御説明いたします。

答申日ですが、平成2年6月4日。調査報告書の受理日ですが、平成26年5月1日。

事業の種類ですけれども、「道路の新設」でございます。

規模ですが、道路の延長が約8.7km。構造形式ですが、本線部分がトンネルとなっております。工事期間が平成4年～平成26年度、工事完了予定が平成26年度となっております。

事後調査の区分ですが、「工事の施行中その7」でございます。

調査項目・事項ですが、地形・地質、陸上植物、日照障害、電波障害、風害、景観、史跡・文化財となっております。

事後調査の結果ですが、1番、地形・地質ですけれども、地下水位についてですけれども、事後調査報告書は厚めの冊子になっております。こちらの19～21ページに変動のグラフがありますけれども、地下水位の年間の変動量は0.61m～2.66mということで、降水量に応じまして安定して推移していることから、予測のとおり、中央環状新宿線による影響は少ないものと考えております。

2番、陸上植物ですが、樹木活力度調査を行っております。事後調査報告書の46～47ページを御覧ください。表7.2-8(1)、それと(2)が平均活力度でございます。こちらの評価ですけれども、44ページの表7.2-6(1)の評価基準に基づいて行いまして、下にあります表7.2-6(2)の判定基準により判定をしております。各調査地点の樹木ですけれども、工事着手前、昭和62年ですけれども、と比べまして同程度または良い活力度を示しております。従って、予測のとおり、沿道植物の生育環境に与える影響は少ないものと考えております。

本日の資料7ページを御覧ください。日照障害です。事後調査の結果は、ジャンクション、それと路内換気所のいずれにおいても「社会生活上受忍すべき範囲を超える損害等が生ずると認められる場合の日陰時間」は超過しておりません。また、路外換気所の事後調査におきましても、建築基準法に基づく「日影による中高層の建築物の制限」を満足しております。

予測結果との比較ですけれども、事後調査結果は予測された範囲と同程度でございます。

た。

4番、電波障害です。大橋ジャンクション周辺部で、電波障害の事後調査結果になりますが、画質評価のランクが劣化している地点も見られますけれども、電波障害が生じると予想された地域につきましては、事前にケーブルテレビの工事等を行いまして、電波障害対策を実施してございます。事後調査報告書の109ページを御覧ください。表7.4-5を御覧いただきたいのですが、対象世帯数368世帯、こちらが電波障害が生じると予測される地域に住んでいる方々の世帯数でございます。対応世帯数361世帯、ほとんどの世帯になりますけれども、こちらが電波障害対策を実施した世帯数ということで、こちらについて特に苦情等もないという形でございます。

本日の資料8ページを御覧ください。5、風害です。事後調査報告書の112ページを御覧ください。日最大瞬間風速の超過頻度は、全地点におきましてランク1。予測結果と同程度または下回ってございます。

続きまして、6、景観。事後調査報告書の130～146ページに写真がございます。事後調査結果と予測結果を比較しますと、予測モニタージュと概ね同様の景観となっていることから、予測のとおり、中央環状新宿線による影響は少ないものと考えてございます。

7番、史跡・文化財。史跡・文化財に影響を与えるおそれのある道路交通振動についてですけれども、こちらの調査結果は、昼間36dB～37dB、夜間34dB～37dBということで、こちらについて予測のとおり、文化財に及ぼす影響は少ないと考えてございます。

苦情についてですが、特にございません。

続きまして、本日の資料9ページ。事業名「(仮称)豊洲3-2街区(B2・B3街区)開発計画」の事後調査結果でございます。

答申が平成23年7月27日、受理日が平成26年5月19日です。

事業の種類ですが、「住宅団地の新設」でございます。

規模ですけれども、街区の面積ですが、約32,350m²、建物の高さですけれども、事後調査報告書の3ページを御覧ください。施設配置計画図でございますが、こちらのB2街区、右側の建物になりますけれども、こちらが約110m、建物の高さとしては31階になります。B3街区、こちらが星形に近いような形のビルになりますけれども、こちらの高さが約155m、階数としまして44階となっております。住宅の数ですけれども、約1,700戸となっております。

工事予定期間ですが、B2街区が平成25年～28年度、B3街区が23～26年度、供用開始予定が、B2街区が平成28年度中、B3街区が26年度中となっております。

事後調査の区分ですが、「工事の施行中その2」でございます。

調査項目・事項ですが、大気汚染、騒音・振動でございます。

結果ですが、1大気汚染について。建設機械の稼働に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気における濃度ですけれども、事後調査報告書、ページの振り方がちょっと分かりにくいのですけれども、別紙1-3ページを御覧ください。別紙とありますが、同じ冊子の中に

ありますので。こちらの図 1-1 の■の A が調査地点でございます。二酸化窒素の期間平均値は予測結果を下回ってございます。浮遊粒子状物質の期間平均値が $0.031\text{mg}/\text{m}^3$ であり、予測結果を上回ってございます。

事後調査報告書の別紙 1-6 を御覧ください。こちらの表 1-2、浮遊粒子状物質の調査結果ですけれども、A が計画地の調査地点、それと中央区晴海の測定局、港区台場の測定局とございますが、2月3日のところを御覧いただきたいのですが、A 地点が $0.075\text{mg}/\text{m}^3$ 。それと中央区晴海が $0.074\text{mg}/\text{m}^3$ 、また港区台場も $0.074\text{mg}/\text{m}^3$ と、この2月3日につきまして、ほかの日と比べますと、ちょっと高い結果になってございます。この報告書の後ろのほうになりますけれども、別紙資料 13 ページを御覧ください。東京都の地図がございすけれども。こちらが一番下にあります SPM。2014年2月3日12時（速報値）というのを見ていただきたいのですけれども、23区の一部が高くなっていることが確認できるかと思えます。このように、このとき、特異的に東京都内で SPM が高い状況がございました。

本日の資料 9 ページにお戻りください。従いまして、予測結果を上回った要因としまして、事後調査期間中の平成 26 年 2 月 2 日～3 日におきまして、計画地周辺のバックグラウンド濃度が際立って高かったことが考えられます。

続きまして、騒音・振動でございます。建設機械の稼働に伴います建設作業騒音ですが、事後調査の結果は 69dB と、予測結果を下回ってございます。また、環境確保条例に基づきます勧告基準も下回ってございます。

建設機械の稼働に伴う建設作業振動ですけれども、事後調査の最大値は 52dB というところで、予測結果を下回ってございます。また、環境確保条例の勧告基準も下回ってございます。

苦情については特にございません。

続きまして、本日の資料 10 ページを御覧ください。「杉並清掃工場建替事業」の事後調査報告でございます。

答申日、平成 23 年 10 月 26 日、調査報告書の受理日が平成 26 年 6 月 12 日でございます。

事業の種類ですが、「廃棄物処理施設の設置」でございます。

規模ですけれども、敷地面積が約 $33,000\text{m}^2$ 、処理能力ですけれども、可燃ごみ。一日当たり $300\text{t}/\text{日}$ のものを 2 基ということで、焼却炉一日当たり $600\text{t}/\text{日}$ となっております。

工場の稼働年度ですが、平成 29 年度を予定してございます。

事後調査の区分ですが、「工事の施行中その 1」でございます。

調査項目・事項ですが、騒音・振動、それと廃棄物になってございます。

事後調査の結果ですが、1 番、騒音・振動で、建設機械の稼働に伴います騒音レベルですけれども、事後調査報告書の 9 ページを御覧ください。9 ページにあります図 2、建設機械の稼働に伴う騒音・振動の調査地点ですが、図中にあります A、B、C、D の 4 地点で調査を実施してございます。調査結果ですが、事後調査報告書の 21 ページを御覧ください。表

8 が、予測結果と事後調査結果の比較になります。C 地点。予測結果が 67.7dB に対しまして、事後調査が 74dB。また D 地点。予測結果 55.4dB に対しまして 62dB ということで、この 2 地点が予測を上回っております。

予測を上回った原因ですけれども、C 地点につきましては、C 地点の周辺で負圧集じん器が多く配置されたために、この騒音を拾ったと考えられております。D 地点については、計画地から結構離れております。また、建設機械の非稼働時におきましても騒音レベルが同程度であったということで、工事の影響ではなく、環状八号線を走る自動車等の、建設機械以外の要因により予測を上回ったというように考えております。

本日の資料 10 ページを御覧ください。続きまして、振動です。建設機械の稼働に伴う振動レベルですが、調査地点は騒音と同じ 4 地点でございます。振動レベルの最大値は 38dB ~56dB ということで、予測結果と同程度または下回っております。また、全地点で環境確保条例に定めます勧告基準を下回っております。

2 番目、廃棄物についてですけれども、こちらの表を御覧いただきたいのですが、表の上から 2 つ目の「その他のがれき類」が、予測結果 483t に対しまして 2,669t ということで、大幅に予測を上回っております。こちらの予測を上回った理由ですけれども、「その他のがれき等」の中に ALC パネルが含まれておまして、ALC パネルといいますのは、工場等で製造されました軽量基本コンクリートパネルということで、コンクリート以外に鉄筋等が含まれているものでございます。今回、この ALC パネルからコンクリートがらをなかなか分別できなかつたということで、「その他のがれき等」が増えてございます。逆に「コンクリート塊」は 22,818t に対して、今回の報告で 360t ということで、ちょっと少なめになってございます。

苦情についてですけれども、騒音に関する苦情が 1 件、大気汚染に関する苦情が 2 件ございました。騒音に関する苦情に対しましては、仮設の全覆いテント。こちら、事後調査報告書の 18 ページを御覧いただきたいのですが、こちらに写真がございまして。解体する工場を、写真の 6 番が分かりやすいかと思うのですが、仮設全覆いテント、白い布がテントになるのですけれども、解体部分をこのように覆っております。更に写真 5 を見ていただきたいのですが、そのテントの内部に防音パネルを設置する、という形で対応しております。こういう形で対応しているということを住民の方に御説明しております。

粉じんに関する苦情についてですけれども、日曜日や祝日、要は工事を行っていない期間につきましても散水を行うなど、散水頻度を上げまして、埃の発生の抑制に努める旨を苦情者に説明いたしまして、御理解を得ているという状況でございます。

続きまして、本日の資料の 11 ページを御覧ください。「都宮村山団地建替事業」の事後調査報告でございます。

答申日、平成 9 年 2 月 27 日。事後調査報告書の受理日が平成 26 年 6 月 16 日でございます。

事業の種類「住宅団地の新設」及び「自動車駐車場の設置」でございます。

規模ですけれども、計画地面積が 483,059 m³、建設戸数ですが、2,888 戸。工事期間が平成 9 年度～平成 26 年度を予定してございます。

事後調査の区分ですけれども、「工事の施行中その 9」でございます。

調査項目・事項ですが、大気汚染と騒音・振動になってございます。

事後調査の結果ですが、1 番、大気汚染についてですけれども、今回、SPM の期間平均値は 0.018mg/ m³でありました。更に評価書の環境保全措置を全て実施していることから、粉じんは工事区内に限定され、その発生量も抑制されたというふうに考えてございます。

2 番、騒音ですが、道路交通騒音ですけれども、事後調査報告書の 18 ページを御覧ください。こちらが調査地点になります。No.2 が団地の東側通り、No.3 が団地西通り、こちらの 2 地点でございます。本日の資料の 11 ページにお戻りください。道路交通騒音ですけれども、平均値が 62dB～64dB ということで、予測結果と同程度でございました。団地東側通り、地点 No.2 ですけれども、こちらで環境基準 60dB を超過してございました。ただ、工事用車両が通行していない時間帯も含めて、全ての時間帯で環境基準を超過してございます。また、工事用車両の割合は 2.8%であることから、この工事による寄与は小さいものと考えてございます。

建設作業騒音についてですけれども、事後調査報告書の 19～21 ページを御覧ください。こちらが調査地点になります。まず 19 ページですけれども、上のほうにあります地点 No.4、それと下のほうにあります地点 No.5、この 2 地点。20 ページを御覧ください。計画地の東側にあります地点 No.6。21 ページ、計画地西側にあります地点 No.7。この 4 地点で調査してございます。4 地点の騒音レベルですけれども、最大値が 71dB～78dB ということで、No.4 を除き、予測結果を下回ってございました。No.4 が予測を上回った要因ですけれども、事後調査報告書の 19 ページをもう一度御覧いただきたいのですけれども、No.4 地点が第 4-3 期工区の境界でございます。予測したときには、2 ブロックの除却工事のみ実施されておりました、この第 4-3 期工区の工事が行われなかった予定でございました。しかし、工事工程がずれたために、除却工事とこの第 4-3 期工区の工事が重なったために、第 4-3 期工区の工事の騒音を拾ったことによりまして、予測を上回ったというふうに考えてございます。

本日の資料 11 ページを御覧ください。3 番、振動でございます。調査地点は騒音と同じ地点でございます。道路交通振動についてですけれども、最大値が 45dB～48dB ということで、予測結果と同程度でございます。また、環境確保条例の勧告基準を下回ってございます。建設作業騒音。振動レベル、最大で 43dB～47dB ということで、予測結果と同程度または下回ってございます。こちらも環境確保条例の勧告基準を下回ってございました。

苦情については、特にございません。

以上です。

○宇山アセスメント担当課長 続きまして、変更届について御説明をさせていただきます。

本日の資料の 12 ページ目を御覧ください。「東京都東尾久浄化センター建設事業」でございます。

答申日が平成2年10月24日、受理日が平成26年6月16日でございます。

所在地は荒川区東尾久七丁目でございます。場所等につきましては、こちらのホチキス留め資料のほうを御覧いただきまして、おめくりいただきまして1ページ目ですね。隅田川沿いの首都大学東京に隣接した部分が計画地になってございます。こちらの面積が7.4haあるということです。

次のページを御覧いただきまして、2ページ目ですね。施設の概要ということで、1期、2期、3期と分かれて工事をしてございます。1期は全て終わっておりまして、砂ろ過槽と吐口等の工事をしてございます。現在、第2期の尾久系のポンプ室と西日暮里系のポンプ室の工事をしているところでございます。

本日の資料の12ページにお戻りください。主要施設としましては、脱炭酸・薬注・脱臭棟、砂ろ過槽、脱リン槽等となっております。関連施設としましては、雨水を排水するためのポンプ棟や貯留池、吐口等となっております。

工事予定期間は、現在2期目で、平成17年度～平成31年度を予定してございます。

今回の変更届の理由なのですが、事業計画地内において、法令で定められた基準を超過する重金属類やダイオキシン類が検出されたため、全ての建設工事を中止して、土壤汚染の調査と対策の検討を行いました。これらに時間を要したことと、実際に土壤汚染が出てしまったということで、土壤汚染対策（調査・対策）を追加するということが、2番目の変更の内容なのですが、施工計画を変更するということが、土壤汚染対策の追加が変更の内容となっております。

今回の変更を踏まえた評価項目の再評価結果でございますけれども、新たに追加された土壤汚染対策に使用する工事用車両と建設機械は、もともと変更前の施工計画における工事工程で使用する建設機械の一部を適切な汚染拡散防止対策のもとで使用するということが、各工事工程内において工事用車両や建設機械の台数に変更はございません。併せて、施工のピークも変わらないということと、その他の評価項目につきましても、施設の機能・構造等の変更もないことから、予測の見直しは行わないということです。本日の資料の11ページ目に、その辺りのことの記載がございますけれども、項目としては、大気汚染、悪臭、騒音、振動、水質汚濁、地盤沈下、植物・動物、景観とございまして、基本的には工事用車両や建設機械につきましては、走行台数や機種等の変更はないということと、施設の稼働や掘削工事等に伴うものにつきましては、施設の機能・構造に変更がないことや、工法等の変更を行わないということで、予測評価の見直しは行わないということでございます。

それでは、続きまして、本日の資料の13ページ目を御覧ください。「産業廃棄物（埋設廃棄物等）処理施設建設事業」でございます。

こちら、答申日が入っておりませんが、平成23年4月に調査計画書を作成しまして、評価書案は、現在、作成しているところでございます。受理日は平成26年6月16日でございます。

事業の種類は「産業廃棄物処理施設の設置」。

計画地は大田区城南島三丁目 1 番 5 ということで、こちらも本日の資料を御覧いただきたいのですが、3 ページですね。場所が羽田空港の北側の城南島というところに、東京都のスーパーエコタウン事業ということでやっておりますけれども、そちらの一環ということで、黒で囲われた部分となっております。

それから次のページが空中写真で、5 ページ目ですね。こちらがスーパーエコタウン近郊の図になっておりますけれども、黒い部分が計画地となっております。

本日の資料にお戻りいただきまして、敷地面積は約 9,000 m²、建築面積が 5,055 m²。工事予定期間は平成 27 年 7 月～平成 28 年 9 月。供用開始予定は平成 28 年 10 月となっております。

変更の理由ですけれども、東日本大震災以降、廃棄物・汚染土壌を首都圏内で処理する必要性が高まったということで、災害廃棄物を処理した経験も踏まえて、受け入れる産業廃棄物の処理工程を見直すということと、これに伴って、新たな施設の追加が必要になったことから、事業計画を変更するというものでございます。併せて、処理対象を明確にすることから、事業名称の変更もしてございます。

主な変更の内容につきましては、表にありますけれども、まず名称の変更ということで、埋設廃棄物処理施設建設事業という名称から、産業廃棄物（埋設廃棄物等）処理施設建設事業という名称に変更してございます。

建築面積は 4,400 m²から 5,055 m²、延床面積は 6,900 m²から 8,790 m²に増加をしております。煙突の高さは 28m から 20m に下がってございます。

その他、洗浄施設ということで、もともと 1 系列だったのでございますけれども、脱塩処理するための洗浄施設を追加するというので、1 系列が追加になってございます。

それから続きまして、セメント製造施設に出荷する製品の基準を満たすために、廃棄物や土壌の混合処理施設を増設するというので、1 系列が新設となっております。

工事予定期間につきましては、平成 25 年に当初予定していたのですが、これらの検討を行っていたことから、工事予定期間は 3 ヶ月延びまして、平成 27 年 7 月～平成 28 年 9 月、供用開始は平成 28 年 10 月を予定してございます。

評価項目の再評価結果ですけれども、今回の事業計画の変更により新たな影響要因が発生していないことから、評価項目の変更は行わないとしてございます。ただ、まだこちらについては調査計画書段階でございますので、今、御説明した変更も踏まえまして予測評価をいたしまして、今後、前回、調査計画書に対して審査意見等も出ておりますので、そういったことを踏まえて、今度出てくる評価書案において、今回の変更も反映させることとしてございます。

続きまして、本日の資料の 14 ページですね。「(仮称) 立川立飛商業施設計画」というものでございます。

答申日が平成 25 年 12 月 25 日、受理日が平成 26 年 6 月 16 日でございます。

事業の種類は「自動車駐車場の設置」でございます。

計画地は立川市泉町ですけれども、こちらもお本日の資料の 2 ページを御覧ください。位置図がございますけれども、立川駅の北側ですね。モノレールに乗って 2 駅行くと、立飛駅というのがありますけれども、そちらの南東側に計画地がございます。こちらに、ららぽーとをつくる予定でございます。

それでは、本日の資料にお戻りいただきまして、14 ページ。商業施設棟は地上 3 階、駐車場棟は地上 5 階。計画敷地面積は 9 万 4,000 m²、駐車台数が 3,200 台となっております。工事予定期間は平成 26 年夏～平成 27 年の秋、供用開始が平成 27 年の秋を予定しております。

今回の変更の理由ですけれども、事業計画を具体化することに伴って、詳細な実施設計を進めるなかで、環境負荷低減の観点から計画建築物の規模を縮小するとともに、空調熱源設備や施工体系等を見直すことから、事業計画の一部を変更するというものでございます。

主な変更の内容は、こちらの表に記載のとおり、建築面積、延床面積、高さも含めて全て減少をしております。商業棟はもともと地上 4 階、地下 1 階だったのが、地上 3 階となっております。供用開始は 27 年の春から秋に若干延伸をしております。

こちらにつきましては、環境影響評価全 7 項目のうち、6 項目について予測評価の見直しを行っております。その結果、基本的には規模縮小ということで、影響が減少するものが多いですけれども、工事の施行中における騒音・振動の影響のみ増加したということで、こちらについては、57 ページを御覧ください。規模は縮小したのですが、今回、商業施設棟と駐車場棟と分かれてあるのですが、もともとは一つの施行会社がやる予定だったのですが、別々に発注することになりまして、建設機械の台数が増えてしまったということが原因でございます。数値につきましては 57 ページの、騒音につきましては、まず中段の表ですね。下段が変更前で、69.3dB ということで、騒音レベルが変更後は 70.0dB ということで、若干増えております。勧告基準としては 80dB ということで、こちらの基準は下回っております。振動につきましては、一番下の表ですね。変更前 64.5dB から変更後 65.7dB ということで、若干増えております。こちら勧告基準の 70dB という数値は下回っております。

いずれにしましても、増えてしまったということですね。騒音・振動につきましては、こういった環境負荷が増えたことに対して、「建設機械の高負荷運転の禁止や工事の平準化を図って、極端な集中稼働を避ける」といった環境保全のための措置を徹底する」としてございます。

本日の資料の 14 ページにまた戻っていただきまして、最後の評価項目の再評価結果の 2 段目ですね。「工事の施行中における騒音・振動の影響が増加するものの、法令の基準を下回るとともに、環境保全措置を徹底することから、評価の結論は変わらない」としてございます。

○佐藤アセスメント担当課長 本日の資料 15 ページを御覧ください。「都営桐ヶ丘団地(第

4期・第5期)建替事業」の変更届でございます。

こちら、答申日、平成24年10月31日、変更届の受理日、平成26年5月15日でございます。

事業の種類ですが、「住宅団地の新設」でございます。

規模ですけれども、計画区域面積、約45.4ha、住宅建設戸数が23棟で、約2,000戸を予定してございます。

工事予定期間ですが、平成25年度～平成31年度。供用開始予定ですけれども、平成27年度から順次供用しまして、平成31年度に終了するという予定でございます。

変更の内容ですけれども、まず1つ目としまして、施工計画の変更でございます。建築関係法令に基づく手続きに予定よりも時間を要したということで、工事の着手時期を約半年遅れくらいになるというのが変更の内容です。変更届の6ページを御覧ください。計画地の地図がございすけれども、6ページの地図の中の赤点線で囲ってあるものが、第4期の事業区域、青点線で囲ってあるものが第5期の事業区域でございます。こちらについて遅れが出てくるのですが、まず除却工事としまして、上のほうにあります青でくくってある部分ですが、GN04(南)、それとGN05が平成27年度の中頃から後半にずれると。同じく除却工事のGN04の北側、それとGN06が平成29年度の中頃から29年度の後半に約半年遅れるというものでございます。第4期工事につきましては、GN02、赤い部分に囲われている旧桐ヶ丘北小学校跡地と書いてある部分ですけれども、これが平成25年度中頃から平成25年度後半。第5期工事、GE04、真ん中よりちょっと上の部分になりますけれども、こちらが平成26年度中頃から27年の前半。GN04南、GN05、先ほどの除却工事の部分になりますけれども、こちらが平成27年度中頃から平成28年度前半。GN04(北)、GN06が29年度中頃から30年度前半にずれるということでございます。

また、供用計画。工事の着手が約半年遅れますので、同様に供用の計画も約半年遅れるという形になってございます。

環境影響評価項目の再評価見直しの結果でございますが、環境影響評価全10項目。この事業では大気汚染、騒音・振動、土壌汚染、日影、電波障害、景観、史跡・文化財、自然との触れ合い活動の場、廃棄物、温室効果ガス、こちらの10項目について予測評価をしているのですが、このうちの騒音・振動。建設機械の稼働に伴います騒音・振動につきまして、騒音・振動レベルの最大値が出現する際の建設機械の稼働台数と配置とが異なっておりますので、予測評価の見直しを行ってございます。その結果、騒音、振動ともに変更後の結果は変更前と同程度であり、法令の勧告基準も満足することから、評価の結論は変わらないという結果でございます。

受理報告等については以上です。

○小島審議会会長 ありがとうございます。これで全部終わりですか。どうもご苦労様でした。

それでは、以上、一括して受理関係を御説明いただきましたが、これについて、どこか

らでも結構ですが、御質問、コメント等ありましたら、どうぞ。

○中杉委員 確認ですけれども、「(仮称) 三田小山町西地区市街地再開発事業」は、これから部会で審議をすることよろしいですね。

○佐藤アセスメント担当課長 結構です。

○中杉委員 そこで御意見を申し上げます。

変更届で「東京都東尾浄化センター建設事業」の話なのですが、ここは特定の地域なので、土壌汚染対策はもともとアセスの対象ではない、という理解でよろしいのですか。項目として選定をされていないというのは、特定の地域であるから、ということで入っていないのか。土壌汚染対策というのは、かなり環境負荷が大きいので、そういうものが出現したということの変更であれば、もしももともと入るのであれば、それを入れて評価をし直すべきではないだろうか、という感じがするのですけれども。例えば土壌汚染対策について、もう調査の結果は出ていますけれども、対策をどういうふうにして、どう管理したか。これは建設発生土に絡んでくる話なのですけれども、どうちゃんと処理するかということと、できたかということの報告が必要で。事後報告も必要だろうな、というふうな感じがしましたので。もともと対象に選定をされていないという場合でも、ちょっとこういうふうなものを、こういうことを見つけて、何もアセスをしない、知らないよというのは、少し違和感を感じる、という感じがいたします。

それともう一つ。水質汚濁のところ、掘削工事等についての予測は、していないのですけれども、これは掘削工事に伴う土砂の流出等になると、今度はダイオキシンが含まれた、汚染された土壌が出てくる可能性がありますよね。それについて、どういうふうに扱ったのか。普通のいわゆる汚染のない土砂の場合とは、だいぶ様相が違うので、それは予測評価の見直しをしなければいけないのではないかな、という感じがいたしました。ここら辺のところは少し、ルールとしてどうなっているのかということが一つ分からないことで、前の話なので分からないのですが、そこら辺のところを少し、どうなんだろうかということがあります。

それからもう一つは、杉並清掃工場の確認なのですけれども、苦情に対して全覆いテントを使って対策をしましたというのは、これは騒音に対して、あらためて全覆いテントをつくったのか、ごみの焼却施設の解体にあたっては、ダイオキシンの問題があるので、当然、飛散云々の話がありますから、そういう意味合いでも、テントを覆うということは行われるのだろうかというふうに思うのですが、これは騒音のためだけに、テントで覆うという措置を施したのかどうか。そういうふうな記述になっているものですから、確認をしたいと思います。

取りあえず、以上です。

○小島審議会会長 ありがとうございます。

それでは、事務局のほうから、まずコメントいただいて。

○宇山アセスメント担当課長 東尾久の土壌と水質の件ですけれども、ちょっとこれ古い、

平成 2 年の評価書になりますので、当時の資料ですと、当時、水銀と鉛に汚染されていたのですけれども、きちんと処理して、分析も行ったところ、基準以下だったということで、選ばなかったということでございます。実際に、今般、土壌汚染が発生したということで、これからは、今もそうですけれども、法律、条例に基づいて処理していくということで、今の段階でまた新たに予測評価を始めるということではなくて、法律に則って、今後、処理して行って、ちゃんと処理しているということを報告いただく、ということかなと考えております。

水質につきましても、当時はそういったことで、汚染のおそれはないということで建設機械の使用と施設の稼働ということで選んでおりまして、今般こういうことになりましたので、下水道局についてはきちんと処理していただいて、それについてまた報告いただく、ということになるかと思っております。

○中杉委員 多分、事後報告をしていただければ、それでいいのだろうと思うのですが、今のあれでいくと、予測評価の項目にも入っていませんし、事後調査の報告の中にも、そういうものの記載がないというふうに思いますので、ここら辺のところはあらためて、事業者のほうと調整を取って、今、私が申し上げたようなところを報告していただけるようにしておいてください。

○宇山アセスメント担当課長 一応、今回の変更届も、本来であれば今回のこの土壌汚染対策の追加というだけでは、特段、変更ということではないのですけれども、一応、影響の大きい事案ということで、今回報告していただいたということもございますので、引き続き、詳細が分かった段階で、ほかの事後調査の件と併せて、報告してもらうことにしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○小島審議会会長 ありがとうございます。

という、今、事務局の対応と申しますか、これを御説明いただきました。よろしゅうございますか。

○佐藤アセスメント担当課長 すみません。あと、杉並の清掃工場の件で、お答えいたします。

今回、全覆いテントなのですけれども、この方法を今まであまりとっておりませんで、今回、新たにやった方法になっております。清掃工場の建替につきましては、随分前からほかのところでも行われているのですけれども、特にこの方法をとっていない。その中で、ほかの工場でも、ダイオキシン対策等は行っておりますので、特にダイオキシン対策のために、この全覆いテントを行った、というふうには聞いておりません。

ただ、粉じん等を防ぐのには、有効な方法ではあるのかなと思っておりますが、一応、今回やはり主目的としては、どうしても清掃工場を解体する相当大的な音が出るので、今回からこの全覆いテントを設けることによって、騒音を抑えるのが主目的、というふうに聞いてございます。

○小島審議会会長 多分、そういう言葉が一つ入れればいいのですよね。全覆いテントをや

った副産物という言いすぎですが、その結果、こっちにも低減の効果があるという、これが分かっているならば、少しそれを書いてもらえば、今の中杉委員の言ったところの指摘されたことに対しては、答えが入っているということになるかと思って聞いていたのですが。

○佐藤アセスメント担当課長 分かりました。要するに、主目的としては騒音ですが、副産物的にはほかの効果もある、というふうに考えられますので、その辺は記載を考えます。

○小島審議会会長 よろしくお願ひします。

中杉委員の御質問は、大体その辺でよろしかったですか。

○中杉委員 はい。

○小島審議会会長 ほかにございますか。

どうぞ。

○藤倉委員 すみません、2点お伺ひします。1つは、今の中杉委員のところと同じ、東尾久なのですけれども、先ほど事後も報告をさせたいというふうなことだったので、アセスの制度としての確認なのですが、予測評価の項目に入っていないので、途中から土壌汚染が出たとしても、事後調査計画に項目として入れることはできないのでしょうか。それとも、それが都の条例として可能なのか。ちょっと、その制度上の確認をさせていただければと。もちろん報告をしていただくのは大変望ましいことですので、行政指導といいますか、御協力により報告していただくのは大変結構なのですが、制度上の確認をさせてください。それが1つ目です。

2つ目は、「都営桐ヶ丘団地（第4期・第5期）建替事業」の事業計画の変更で、これは事後調査計画の見直しが出ております。全体的に工期が遅れるということなのですけれども、事後調査の計画は、実は一番最後の工事の完了後が出てくる時期がほとんど変わらないのですね。それは、計画前は事後調査に1年弱、9ヶ月ぐらいかけている計画になっているのが、変更後は3ヶ月で全部調査をやってしまう、ということになっているのですけれども、これは大丈夫なのでしょうか。そういう点、2点です。

○宇山アセスメント担当課長 それでは、東尾久について御説明させていただきます。事後調査の制度としては、予測評価した項目について事後調査するという形になっていますので、制度上は事後調査計画に予測評価していないものを入れるということとはできない、ということでございます。ただ一応、こういった大きい事案ですので、報告してもらうことにさせていただきます。

○小島審議会会長 ありがとうございます。

もう一つの件。

○佐藤アセスメント担当課長 桐ヶ丘の事後調査の計画書を今見ているのですが、確かに変更前と変更後とで、時期が変わらずに期間がちょっと短くなっているのですけれども、確かに取りまとめの期間が、ちょっと短くなっている感じですので、これについて事業者のほうに再度確認させていただきます。

○小島審議会会長 それでは、そのような対応をよろしく願います。

ほかにございますか。

どうぞ。

○野部委員 「西新宿八丁目成子地区再開発ビル建設事業」なのですけれども、このブルーの。

本日の資料の 6 ページのところ、温室効果ガスの記述が 7 としてありますが、予想よりも削減量が大きくなったというような記述で、その下に最後の 2 行でその理由として「中央監視装置による省エネルギー管理を実施したこと等によるものと考えられる」と書いてあるのですが、この辺は何か、もう少し詳しい理由というのはお分かりになりませんかでしょうか。

○佐藤アセスメント担当課長 すみません。ここのところ、あまり詳しい理由を聞いておりませんので、ちょっと事業者を確認いたします。

○野部委員 というのは、この理由が分からないと、次の、ほかの事例に反映できないので、ぜひ調査していただければと思います。

○佐藤アセスメント担当課長 分かりました。

○小島審議会会長 ありがとうございます。

ほかにございますか。

どうぞ。

○羽染委員 13 ページの「産業廃棄物（埋設物処理等）処理施設建設事業」の変更届についてなのですが、ちょっと教えていただきたいのですが、これは計画書段階で受け取った事業計画が平成 26 年 6 月 16 日で、それがこの下の表にある変更の内容を出されて、すぐに変更になったというふうに理解したのですが、それでよろしいのかということと、それから真ん中辺に、煙突の高さが、変更前 28m で、煙突高さ 20m というふうに、さっと書いてあるのですが、かなりこの煙突の高さが低いにもかかわらず、また 8m 下げたという理由が、ちょっとどういう背景から来るのか、というところが気になりますので、ちょっとその辺、確認していただいて。「環境影響評価書案で示す」と書いてありますので、ぜひ、その理由も含めて記載していただければ、というふうにお伝えいただければと思います。

○宇山アセスメント担当課長 それでは、まず 1 点目ですけれども、平成 26 年 6 月 16 日というのは、この変更届が出されたのが、この日ということで、時系列的に御説明させていただきますと、平成 23 年 4 月に調査計画書を作成しまして、その後、本来であれば評価書案が出てくるはずだったのですけれども、東日本大震災等もありまして、いろいろ事業計画の変更を検討している時間が長くなりまして、今回、変更の内容が固まったので、6 月 16 日にこういった系列を追加するですとか、煙突を低くするというのが出てきました。今後また近いうちに評価書案が出てくるということでございます。

それから、煙突につきましては、今回いろいろ見直した中で、乾燥施設という施設があるので、乾燥施設について、本日の資料の 8 ページと 9 ページ目をちょっと御

覧いただければと思うのですけれども、左側の 8 ページ目が変更後の施設、右側が変更前の施設なのですけれども、右側の変更前の乾燥施設を見ていただくと、処理能力が一日 240 t/日となっているのが、左側ですと日中の 120t/日ということで、ほかの洗浄施設とか混合施設を増やしたと併せて、乾燥施設については規模を縮小したということで、煙突につきましても、それに合わせて高さを低くしたということで伺っております。

以上でございます。

○羽染委員 すみません。私は焼却施設が入るのかなと思って勘違いしました。これは乾燥で、重油で乾燥するという理解でよろしいのですかね。そうすると、汚泥とかを乾燥する量が減ったので、排ガス量が減るということだと思しますので。心配なのは、突出速度とかダウウォッシュとかが起こらないか、というようなところだけだと思しますので、その辺を確認いただければと。

○宇山アセスメント担当課長 はい。

○小島審議会会長 どうもありがとうございました。

ほかにございますか。

どうぞ。

○谷川委員 先ほどの東尾久に戻ってしまうのですけれども、制度的にアセスで後追いのことはないということなのですから、そうしますと、ここで今、報告されているのは、あくまでも、例えば下水道局が、こういう大きな問題が出たときに、局として発表している内容を、ここのアセス審議会のほうに情報提供をしているという、そういう位置づけなのでしょうか。ちょっとここでこういう資料を変更届という形で出している理由というのが、いまいち分からないところがあるのですが。

○宇山アセスメント担当課長 おっしゃるとおりでございます。やはりこちらは、ここだけではなくて周辺も含めてかなり大きな事案でございましたので、都民の皆様も関心の高いところだと思いますので、一応今回、ちょっとイレギュラーではございますけれども、出していただいて、こちらにつきましては、下水道局は下水道局で発表もされますし、一応こういうアセスの場でも報告をして、説明責任を果たしていくということでございます。

○小島審議会会長 よろしゅうございますか。

○谷川委員 はい。

○小島審議会会長 どうぞ。

○田中（修）委員 同じく東尾久浄化センターなのですから、もう少し説明していただきたいのですが、これ、平成 2 年ということで、もう 24 年前の話になっているのですけれども、当時の法制度がどうなっていたか、私はよく分かりませんが、土壌汚染は評価項目に当時は入れなかったわけですね。今回これだけ、敷地の全面であちこちから、重金属やらダイオキシンが検出されているわけですから、この浄化センターの以前は、何かの跡地なのではないでしょうか。

○宇山アセスメント担当課長 化学工場です。

○田中（修）委員 当然、特定施設があったと思われますけれども、なぜ当時、土壤汚染が項目に入らなかったのでしょうか。

○宇山アセスメント担当課長 多分、読み上げさせていただいたほうが分かりやすいかと思うので、土壤汚染を選定しなかった理由ですけれども、平成2年の12月、当時の理由としまして、「予定地は化学工場の跡地であり、水銀と鉛に汚染されていたが、用地取得にあたり公営地取得にかかる重金属等による汚染土壌の処理基準に基づき処理されている予定地内4ヶ所で土壤分析溶出試験を行った結果、羽田沖廃棄物処理場への建設残土受入基準以下であった。また供用後は土壤汚染を発生させる要因はないので選定しない」ということになってございます。

○田中（修）委員 私がしつこく聞くのは、今後のこともあるので、こういう例はぜひ今後のことに生かしていくべきだと思いますので、ちょっとしつこく聞くのですが、4ヶ所を測定されたということで、今回の測定箇所とは違う箇所です。あるいは当時は工場があって、工場の建物の下は測れないということで、どこか庭のほうだけ測って、結局、工場を撤去した後に測ったら、こういうことが出てきたとか、そういうことなのではないでしょうか。

○小島審議会会長 どうぞ。

○中杉委員 私も全部うろ覚えの部分はあるのですが、東京都の土壤汚染対策検討委員会に関わっていますので、若干その情報を知っていますのでお話ししておきますと、これは東京都の土対法がかかる前の話だろうと思います。東京都の条例だったか要綱だったかで調べなさいということがあって、調べた結果、水銀だったと思いますけど、汚染土壌が見つかって、全面的に掘削除去して封じ込めをして、処理をして終わっている、という解釈をしています。その当時は、一応、東京都への、確か都有地ですね。東京都が土地を取得するときに、こういうふうな調査をなさいということが決められていて、それに基づいて調査をやって、一応、対応はとれているということなので、そういう判断がなされたのだらうというふうに、私は理解をしています。

ただ、その後、土壤汚染対策法、それからダイオキシン類特別措置法で見ると、いろいろ問題が出てきたというふうなことで、その時、時代の違いといえますか、そんなことでこういう状態になっているのだというふうに私は理解しています。

○小島審議会会長 ありがとうございます。

○田中（修）委員 もう一点あるのですが、平成2年から第1期工事はほとんど終わっているのだらうと思いますけれども、なぜ今の時期、もう二十数年経って、こういうことが発覚して変更届を、なぜ今の時期に出すことになったのか。もっと以前には調査していなかったということなのですかね。

○宇山アセスメント担当課長 こちらは平成24年の12月に発表しているのですが、そのときに、この建設工事に伴う発生土を処分するために検査をしたところ、平成24年に出たということで。その間は特段、そういう検出はされていなかったということで、それで平成24年。工期はもともと長いものですから、今の平成24年の段階で出てしまったと

いうことでございます。

○小島審議会会長 ほかにも言えるのだと思うけど、今、中杉委員が言ったみたいに、当時はこれでよかったと。土対法にしても、随分変わっていますよね。ほかの水質汚濁法とか何かも随分そうです。これの絡みで、法的にはその当時は、恐らくこれでよかったと。推測ですが。というものが、今言ったみたいに、平成24年にやったこの時点で、どういう動機でやったかというようなことが分かっていたら、法的にはそうなのだという解釈せざるを得ないと思うのですが、そういう事象なのかどうかということを確認していただければ、いいのだと思うのですけれども。

それで、今やらないわけではなくて、ここでやったということで、積極的にやる方向に向かっているから、それは結構な方向なのでしょう、きっと。その辺について、どういふふうに見解、考えていけばいいか、ちょっと御説明いただければ。ほかのも含めて、今後、この審議会ですらどういふふうを考えていくか、一つの良い参考事例になると皆さんおっしゃっていますので。よろしくお願いします。

○宇山アセスメント担当課長 確かにこのアセスには、かなり古いものがあると思います。その当時の制度と現在の制度は違って、それは当時の制度で良くて、今で良くない場合にはどう対応するか、というのは大事だと思いますけれども、今回の土壌で言いますと、当時は基準を満たしている、現在は満たしていないということで、アセスの中で予測評価をし直すということではなくて、これについては法の体系に則って、条例の体系に則って今後処理していくということで、そういったことをしっかりウォッチしていく、というのが大事なのかと思っております。

ただ、これから新しく出てくるものですか、現在アセスをやっているものについては、土壌汚染が判明した場合には、きちんと評価を見直すとか、予測を見直すとか、そういったふうにしていくものということで、ちょっと古い時点のものと、現在の法律施行以降のもので、対応は違ってくるのかなと思いますし、それはケース・バイ・ケースできっちり説明させていただきたいと思っております。

○中杉委員 ちょっとよろしいですか。

○小島審議会会長 何かございますか？

○中杉委員 土壌汚染の事例は、多くの場合、予測というのは、ものすごく難しいのですね。イレギュラーなことで起こっているのだから、予測して、ここが汚染があるかどうか、というのは予測できない。実際には土壌調査をしてみて、見つかったら法律に基づいてちゃんと対応しますよ、ということを書いていただくのでほとんど終わってしまうのですね。それを書いていただいて、後で事後報告をしていただく。先ほどの東尾久の事例は、最初から外れているので、事後調査も義務付けもあまりないので、そこら辺は別に担保しなくてはいけません。そこら辺のところのちゃんと整理ができてくれば、実態的に予測というのは、汚染があるかどうかということは調べてみないと分からない。見つかったらちゃんと法令等に基づいて適切に対応するというふうなことで、予測していただくしかあり得な

いのかなという。それ以上のことは、できないのかなというふうに思っておりますけれども。

○小島審議会会長 ありがとうございます。

結局、こういうこともいろいろあるから、評価書の答申の最初に、何か起こったとき、こういう事例が見つかった、あるいはこういう問題が出た、このときには別途追加して考えなさいよ、という一般項が必ず入っていますよね。だから、その中で判断できたことをここでやるというのは、流れとしてはできているので。今のが、その流れに沿ってやってきたかということだと思うので、これは流れに沿ってやっているな、と判断してよろしいかという話だと思うのですよね。

今の委員の質問と事務局の答えで、多分、それはそういうふうになっているなど、この事例について。ということで、これは今、やる方向でやっておりますので、ぜひ後のウォッチをお願いしますと、こういうことでよろしいのでしょうかね。

○宇山アセスメント担当課長 はい。

○小島審議会会長 ありがとうございます。

ほかにございますか。

○守田委員 事後調査の「大日本印刷市谷工場整備事業」の件なのですが、ちょっと細かい話で恐縮なのですが、地下水の変動に関して事後調査書を読んだコメントなのですが、工事でディープウェルをやっていますから、当然ディープウェルというのは、人為的に地下水を下げます。だから当然、それをやると下がるというのは当たり前で、それをやめると、また元に戻りますということで、経験的にはそういうことを言っているのですが、それはそれでいいのですけれども。

ちょっと報告の中で若干気になるのは、33 ページですね。それから 34 ページに、地下水の変動グラフがありますよね。33 ページなんかは、第 1 帯水層、明らかに水が下がっていますね。それから次の 34 ページも下がっているのですけれども、その説明が、31 ページの説明によりますと、第 1 帯水層に関しては、いろいろ書いてあるのですけれども、最後のところで、ディープウェルをやっているのは、第 2 帯水層でやっているのです、第 1 帯水層はディープウェルをやっていないので、この第 1 帯水層の地下水の低下というのは、本工事の原因ではないということですね。でも、実は下がっていますよね。だから下がっているのだから、全然、説明していないので、これ、ちょっと、ちゃんと考えてほしい、ということが第 1 点と。

あと、これは今後もディープウェルの関係で、報告書のときに留意してほしいのですけれども、第 1 期工事と第 2 期工事では、ディープウェルの、恐らく規模が違うと思うのですね。だから下がり方が、第 1 期でも下がっているけど回復しました、第 2 期でも当然、回復すると言っているのですけれども、第 2 期の場合は大きいですよね、下がり方が。それは恐らく、ディープウェルの汲み上げ量がかなり違うと思うのですよ。これに書いてありませんけれども。

だから、ディープウェルで下げる場合は、やはり説明するときに規模といいますか、そういうのもある程度説明していただかないと、次の変化みたいなのが分からないので。だから第1帯水層でちゃんと説明してほしいということと、今後のディープウェルの地下水位の変動等の関連の説明に関しては、規模に関しても分かるように、汲水量。それをお願いしたいと思うのです。

○宇山アセスメント担当課長 ここもまた出てきますので、事後調査。その際には必ず対応させていただきたいと思います。

○小島審議会会長 ありがとうございます。

ほかにございますか。

○木村委員 意見というよりも、コメントになるのですが、豊洲の案件がありましたよね。「豊洲3-2街区(B2・B3街区)開発計画」の案件で、大気汚染のところで、二酸化窒素と浮遊粒子状物質の事後調査のときに、事後調査の期間の最後の日に、かなり高い値を記録していて、それと事前の予測とがかなり違うわけですが、それに対して、それはバックグラウンドが非常に高くなったせいだ、ということに記載してあります。そのときに単純にそう書いただけではなくて、東京都全域のSPMと二酸化窒素の濃度の分布の図と、それと、そのスケールでの風の分布を示していて、それを見ると、明らかに汚染のスケールが、アセスの水平規模をはるかに超えていて、この案件の直接的な影響からはかけ離れている、というのが非常によく分かるように説明されていたと思います。

今まで事後調査で高い値が出て、それについての解釈だとか、比較のときにいろいろな説明があったのですが、今回の例は過去の例に比べて際立って説明がうまくできていると。つまり、非常に大きな目で気象と分布を示して、それで非常に特異だということを示していただいたので、分かりやすいと思います。

事後調査は非常に長い期間にすぐなりそうですけれども、それはお金がかかるので、この程度の10日とか1週間ぐらいですということはあるのですが、こういうふうによく解析してやると、もっと広い目で見るとか、そういうことをすると、短期間の事後調査でも、それなりの説得力のある調査ができるのではないかと、いう良い例だと思います。そういう意味で、今後、こういう事後調査については、ぜひ参考にさせていただければというコメントです。

○小島審議会会長 どうもありがとうございます。

ほかに、ございますでしょうか。

今のに、ちょっと似た問題かもしれないのですが、これは今の報告書云々のところから離れての問題なのですが、一つは、「西新宿八丁目成子地区再開発ビル建設事業」の事後調査報告書の6ページというところに記載があるのですが、要するに風環境といいますか、今までの対応策として、風環境に対しては植栽を増やすとか、そういう割と似たケースは皆それでやっていたのですが、この場合おもしろいのは、オフィスビルだからできたのかもしれないのですが、建物の中を通ることで、対策として一つ。外を

歩くよりも中を歩けという方向が一つ示されていて、こういう方向もあるのかなとすると、これはどうしてできたのかなといたしますか、法的制約が何かあったのか、それから多分、ビルの中を使うというのは、いろいろ、セキュリティの問題とか清掃の問題とか細かいことがいろいろあるのですけれども、こういうところをどうやってクリアすると、こういうことができていくのかと。どこでもできる話ではないと思うので、これができた、むしろ、できたあれですね。環境がどうであったかと。法的環境も含めて。ということをちょっと聞いていただけるとありがたいなと。今後の、風環境というのは、あちこちでこの頃出てきますから、これに対しての一つの良い事例なのかなと思って聞いておりましたという話です。

それと似たようなことがもう一つありまして、「立川立飛商業施設計画」ですかね。あそこで、ここの審議会として。図を見ていただきたいのですが、私もここへ行ってないのでよく分からないのですが、この審議会の中で委員の方々からの要望として、南東側の桜並木が非常にきれいなのがあると。これを維持せよとは言わないけれども、何とか環境の中に入れ込んで、うまく使えないか、という御意見を出したと思っています。それが今回の変更を見ると、そちら側が割とグリーンベルトが増えていると。規模縮小できたという部分があるのでしょうけど、これが、そういうようなこととして少し考慮されているのかどうか。この審議会が言ったからということではなくて、南側の景観を縮小した際に、そのような考慮が入れられたというか、そういうようなものがあるのかとか。

これ、同じような事例で、対応策に対しての、幾つかの事例として、おもしろいなと思って、そう推測しているのですが、そういうことがあったのかということですね。この辺は同じような事例ですが。それから、広義に見ると木村委員が言ったような、こういう方法もあるというのに似た発想だと私は思ったのですが、この辺、やはり今後の審議会として、どういうふうに対応していくかというときに、なかなかこういう良い事例も、こういうふうにあるよというのが出てくるというのは、事務局としても推薦をしたり、そういう方向もあるよということを、申請者に少し情報提供するとか。というような一部になればおもしろいなと。おもしろいというか、良いことだなと思っていますので、ちょっとお聞きしたい。さっき言いましたように、この報告書の中をどう変える、の話ではございませんで。ということで、何か、それに対するコメントがありましたら、お聞きしたいというぐらいですが。よろしくお願いします。

○佐藤アセスメント担当課長 まず、西新宿の風の関係ですけれども、今回、まず3月に現地を見に行ったのですが、半端ではない風です。しかも風の強い日に行って、雨が降っていたのかな。傘なんか、ちょっとさせないぐらいの状況だということで、やはり相当、事業者としても、ここを歩いている人のために何かしなくてはいけないと、真面目に相当考えたのかなと。中を通るという方策をとったのですが、それに対して、なぜそれができるようになったかというのは、ちょっとそういう視点がなかったもので確認していませんので、それはちょっと確認させていただきます。

確かに風につきましては、高層ビルが集中して建つような場合、結構、対策に苦慮している部分がありますので、もしこういう事例が参考できるのであれば、そういうところを事業者に示していきたいなと思っております。

○宇山アセスメント担当課長 立飛につきましては、事業者さんのほうにお話聞いている上では、特段、この南東側を意識して何か手厚くしたということはない、というふうに伺っております。申し訳ございません。

○小島審議会会長 そうですか。それで結構なのですが。要するに、そういう良い事例だったら、心に、頭に止めておきたい。あまり意識しなれば、これは普通、ここで議論する条例・法律に則った中では、別にそこまでは義務付けていないような話なので、もしそういうのが意識されていれば、なおありがたい話だと。どうもありがとうございました。

ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

○小島審議会会長 それでは、だいたいいろいろ活発な御意見をいただきまして、ありがとうございました。ほかに特に発言ないようでございますから、受理関係に関しては、これで終わりたいと思います。

長い間、御審議ありがとうございました。あと、事務局のほうに返します。

それから、傍聴人の方は、ここで退場してください。

(傍聴人退場)

(午前 11 時 25 分閉会)